

【資料No.01】 事業者と契約を結び有料でその労働者に登録基準が掲げるサービスを提供する機関であることを示す資料⇒企業との契約書の写

[ポイント1] 企業との契約書の写により、登録基準Ⅰ(1)ア及びイ、Ⅱ1(3)アの(ア)及び(イ)、Ⅱ1(4)アの(イ)、Ⅱ3(1)アイウに示された取決めがなされることを確認します。

〇〇契約書 (例)

〇〇(以下「甲」という)と〇〇(以下「乙」という)は次のとおり〇〇契約を締結する。

第〇〇条(契約期間)

〇〇契約期間は、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までとする。

第〇〇条(料金)

契約委託料は1ヶ月あたり〇〇円とする。

第〇〇条(サービスの内容)

- (1) 労働者の心の健康問題について、相談対応者が労働者本人へのメンタルヘルスに関する相談に面接により対応する。
- (2) 面接によるメンタルヘルスに関する相談の結果に基づく適切な医療機関等への紹介を行う。
- (3) 人事労務管理担当者、上司、同僚及び家族に対して、その労働者の心のケアのための相談・助言を行う。
- (4) メンタルヘルスに関する相談等の結果について、その件数、その特徴、事業場に存在すると考えられる問題点等を、事業場ごとに取りまとめ、事業場側の担当者との協議の場において報告・説明する。
- (5) 面接によるメンタルヘルスに関する相談を希望するすべての労働者に対して、相談対応者による面接に先立ち精神科医による面接を行う。

第〇〇条(個人情報の取り扱い)

- (1) メンタルヘルスに関する相談等を行った労働者の個人情報について、(相談機関)が定める規程及び法令等に規定する場合を除き、その所属する事業者その他第三者に開示・提供することはしない。
なお、個人情報の保護は、緊急に医療上の措置を必要とすると判断される労働者(希死念慮を有する場合等)への対応を妨げるものではない。
- (2) メンタルヘルスに関する相談等の結果、労働者の心の健康に影響を与えていると考えられる事業場の問題が認められる場合、事業者との連携をとることの必要性を労働者に説明し、労働者の承諾が得られた場合には、事業者に対して当該問題について必要な報告を行う。

(3) メンタルヘルスに関する相談等の結果、自傷他害のおそれが認められるなど、事業者として緊急に対応をとることが必要であると考えられる労働者について、事業者に必要な情報を通知する。なお、この場合であっても、可能な限り労働者の同意をとるものとする。

令和〇年〇月〇日

甲 〇〇

印

乙 〇〇

印